

指定校変更審査基準(在校生)

- (1)許可は学校施設の収容能力に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。
 (2)(1)に問題がない場合、下表の事由に該当する場合は、許可することができる。
 (3)偽りその他不正の手段により、許可を受けたものであると認める場合、又は当該許可に係る申請事由の変更又は消滅があったと認める場合は、許可を変更又は取り消すことができる。

1 地理的・身体的事由

判断基準	必要書類等	備考
自宅から最も近く、かつ①②のいずれかを満たす場合 ①指定校に通学する場合と比較して300メートル以上距離が近い学校を希望する場合 ②指定校と希望校への通学距離の差が2倍以上ある場合	なし	希望校以外に他に近い学校がある場合は対象外
定期的かつ長期的な通院治療を要する慢性疾患があり、希望校への通学が治療にとって必要と認められる場合	・定期的かつ長期的に通院する必要があることが確認できる書類(診断書等) ・診察券	診療時間等の制約により希望校への通学が必要な場合、又は距離、移動時間、通院頻度等を考慮して、希望校に就学することが指定校に就学した場合と比較して児童生徒の身体的負担の軽減につながる場合に限る。

2 家庭事情

判断基準	必要書類等	備考
本人の兄弟姉妹が既に希望校に在籍している場合	なし	本人の転入学時に卒業している兄弟姉妹は対象外とする。
保護者の就労や親族の介護看護等により、登校前及び下校後の保護に欠ける状態にあり、週3回以上親戚宅や保護者の勤務先等に預ける必要があるため、預け先の所在地を通学区域とする小学校を希望する場合	(就労理由) ・勤務証明書(保護者全員分) ・保護証明書 (介護看護理由) ・戸籍謄本等親族であることがわかる書類 ・要介護看護者の状態が確認できる書類(介護保険証等) ・保護証明書 ・介護看護の1週間のスケジュールがわかるもの(様式任意)	・原則として小学生のみとする。 ・介護看護の対象となる親族は、保護者から見て2親等以内の者とする。
保護者の就労や親族の介護看護等により、登校前及び下校後の保護に欠ける状態にあり、週3回以上学童保育施設に預ける必要があるため、預け先の所在地を通学区域とする小学校を希望する場合	・大田区学童保育利用申請状況確認票 (就労理由) ・勤務証明書(保護者全員分) (介護看護理由) ・戸籍謄本等親族であることがわかる書類 ・要介護看護者の状態が確認できる書類(介護保険証等) ・介護看護の1週間のスケジュールがわかるもの(様式任意)	・原則として小学生のみとする。 ・当該学童保育施設に預けることが保護者の通勤距離等を考慮した際に明らかに利便性が高い場合に限る。 ・介護看護の対象となる親族とは、保護者から2親等以内の者とする。 ・必要事項が整っている場合は、学童保育施設利用申請に使用した勤務証明書でも可とする。

3 転居

判断基準	必要書類等	備考
就学開始日から1年以内に確実な転居条件が整っていて、転居先の指定校を希望する場合	・転居先が確認できる書類 (建築請負契約書、不動産売買契約書等)	原則として転居予定日までの期限付許可とする。

就学開始日から1年以内に確実な転居条件が整っていて、転居先の指定校以外の学校を希望する場合 (他の指定校変更理由が必要)	・転居先が確認できる書類 (建築請負契約書、不動産売買契約書等) ・他の指定校変更理由に必要な書類	
就学開始日までに転居予定であるが、転居前の指定校への転入学を希望する場合 (他の指定校変更理由が必要)	・転居先が確認できる書類 (建築請負契約書、不動産売買契約書等) ・他の指定校変更理由に必要な書類	
学習、学校行事、進学など教育環境面に配慮を要するため、区内転居後も引き続き、転居前の学校に通学を希望する場合		学校長の所見を参考とする場合がある(転居先からの通学経路・距離・時間等)。

4 友人関係

判断基準	必要書類等	備考
児童生徒の性格に特に配慮を要し、友人が在籍する学校を希望する場合	なし	本人の転入学時に卒業している友人は対象外
友人関係が良好であり、転校による精神的負担を回避するため、区内転居後も引き続き転居前の学校に通学を希望する場合		学校長の所見を参考とする場合がある(友人関係の配慮の必要性、転居先からの通学経路・距離・時間等)。

5 部活動(中学生のみ)※1

判断基準	必要書類等	備考
指定校に希望する部活動がない場合	・部活動入部希望書	希望部活動のある自宅から最も近い学校に限る。

※1 部活動は学校の諸事情により入学までの間または在籍中に廃部となる場合もありますので、予めご承知ください。

6 サイエンススクール

判断基準	必要書類等	備考
おおたサイエンススクール就学希望により、清水窪小学校への指定校変更を希望する場合	なし	申請に基づき、学校長と面談を行うこと

7 その他

判断基準	必要書類等	備考
教育委員会が真にやむを得ない特段の事情があると認めた場合	・教育委員会が指定する書類	区立学校在籍者については、在籍学校長及び受入先学校長の所見がある場合に限る。